

○湯河原町真鶴町衛生組合公告式条例

昭和52年2月1日

条例第2号

改正 平成9年10月20日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく条例その他の規程の公布又は公表については、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則その他組合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、第2条中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関の代表者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則(平成9年10月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	所在地
湯河原町掲示場	湯河原町中央2丁目2番地1
真鶴町掲示場	真鶴町岩244番地の1